大正四年六月上澣起草

特別
14
1919
290

麦思雷異載

四十一

176565

復興事業

大正四年八月十三日起草

穀庵

の事多和為刻銘する古碑を看、幕府
典醫岡田民四郎、初銘の写しを見せられ、田家
と義せしことと久しく、其と龍尾硯
の銘者の題字は其墨蹟と云氏の為
めに書すと云ふ為の者小家　の墓
碑あり別に程五城の銘定書を添へた
碑定書漢文にて行城四十行
四面中一一和漢と添へ、幕者の

38- 9086

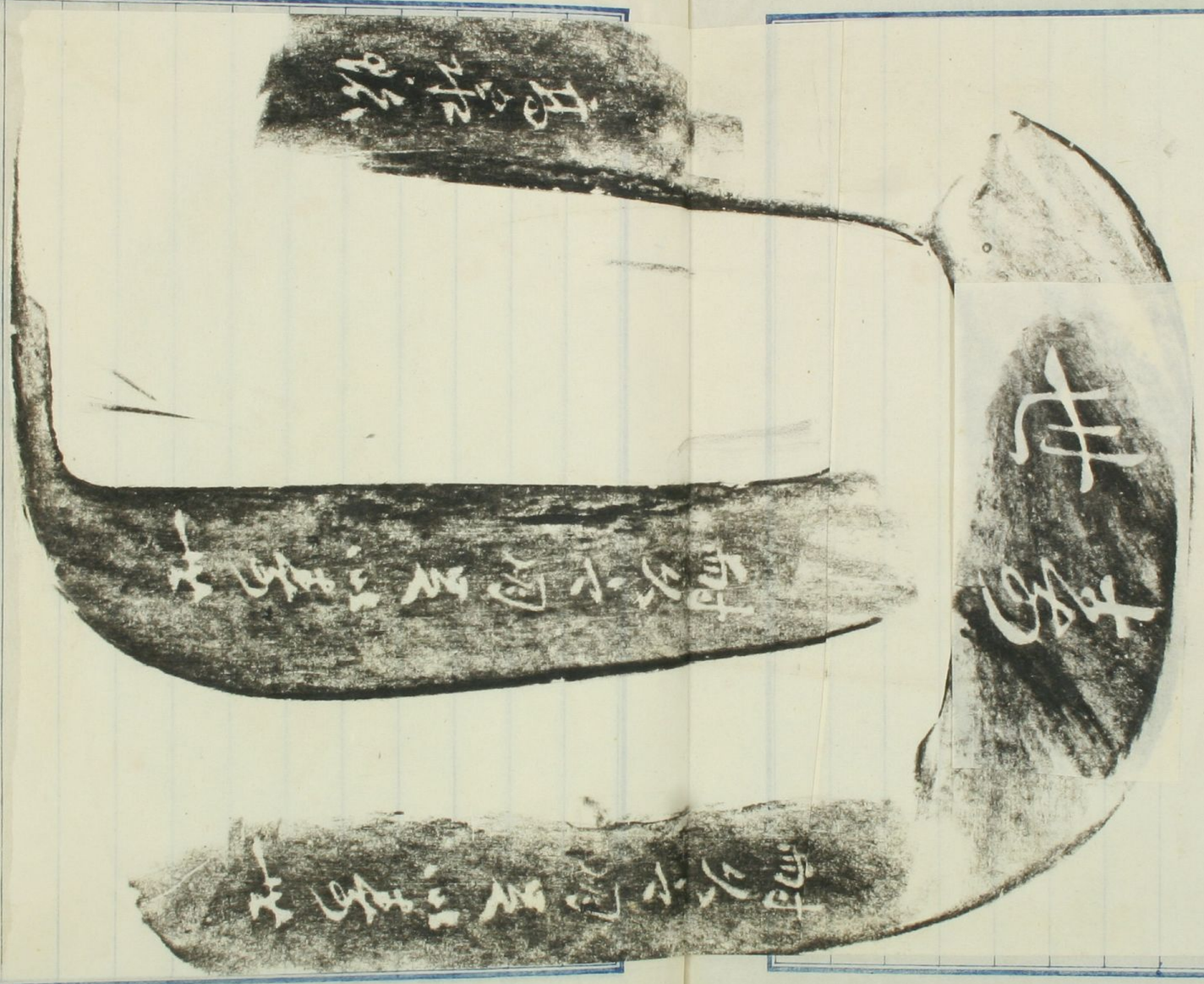

七月頭

公にも撰定したるものと見えしく公儀より出
する文體なり、これによれば昌氏の公儀より
出除したるものと為すこと見ゆべし但し標題への
ものは但に撰定者のみ刻記のみにて及ばず
命じて撰定者より二面の碑を書し端氏
の方へ与へしものなりと云ふ、此碑端氏にあり
劍州碑ありと撰定者中古源一方誠房直
為石質個膩敝手工緻此時鹿山斎不思易
兄洵房古宗とありて此碑をもて云ふなれ
未識の言を得ずして此碑宋元を下らざるの
代なることは背面に刻したる横額の古様
に徴して知るを得べし、予も予の説に就きん

あかの標題なきにあらずといへども予るの
もと義之を学びたるの義にて其法を
毎字に施し書世の二字其の字体の書と
未同じ先以ての真蹟と見て不への予となる
べき歟、予るの疑義をよしまゐらせんこれ
帰(へ)書三郎を典籍商の子
孫小田鳴桂香をして ● 余に請ひ入
れんことを請ふ、余諾したれば其のまま三十金
を以てし家蔵となすとぞ（八月十三日記）
○石塚翁七十四金にて進ぜし其の墨を撮影し
此活画者の許へ余は贈りて二三葉を以て寸
余其誌をせしむるも用ひられず一通の擬をなす

ここゝより海と供ゝ七つ金ゝ中迄
沿邪秋成ゝ芋ゝ市ゝ人物ゝ人川上落
一面岩ゝ高ゝ武岩ゝ成ることゝ云ふ

○[illegible]世話（雅也）不義の伊藤蘭嶋大摸物を
雅人書卿の雲紙に摸除の[illegible]かくなるべ
雲紙行書にて家駿に大[illegible]に細摸延享の
年[illegible]なる義鈍摸書の間を）に雲と
書[illegible]し蘭嶋自富と称る雲紙
[illegible]の[illegible]し紙の[illegible]所に唯行摸書
[illegible]

○小田野桂雪を[illegible]の[illegible]を[illegible]る[illegible]
卿（又云香豊和印）一個を[illegible]人[illegible]
主[illegible]舊花と云ふ[illegible]の味掬すべし桂

東博原製

香豊和印

香余と称る
紫檀軸を
双を以てする
南を佛庵

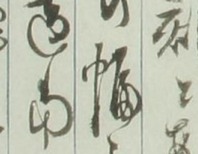

と二軸を称る
ものなるべ
て牛山寺海道
刻と云ふ佛庵
の幅と用ひた
る中のもの也
他の一幅を蔵
丸軸をつけん

○十二月松平康爾を給ひて久保枝垂の為人を後
の久保家にしるし碑を立てんとし撰文を松平に請
ふ久保の事蹟を知るに足るべし新潟中にのるべき
うるを余知る所を述べて撰文の参考に供す
松平●文日給を出し示さる奥書の如き人
のなれこと遠うして塩●原と称して建碑の企あり松
平を乞へを知るうるを撰文を依頼せんとする也
こんもしえき余は内の意を
は塩原に碑を建てんと略と読今ここに
るこの碑を其いまだ同地に建てることを
耳を書り其人の意を云ふ之の
う若干の賦を投じ

所石の碑を建て塩原の日世を紀念せんとする
也北へこゝを書を同学に示す業を
る其況後を其は塩原と計書を奥
高原に碑を建てしの碑も彼のと
日光のものも其碑を之のをよろこび
の建てる行はんことを望む
平に示さんとする文稿を乃ち
て喜こもて一読し且つ意文稿を
り行なはるべきを為に
如

○内閣恩赦決して後初めて大隈伯に面す此
日除目伯爵に授る長文任地の希に余源

退其他重要の事を決する迄臨時維持員会
を開き向も席に来られ先づ場内を顧みて例
の愛嬌満面……坪内屋どもを世話を世話の
脚本を書くことゞ下手どゝ一向に変化う無い
こんなを観客も面白がるとは或ぜめ位ろふと
一笑さる、誠に終りて、余等の隠退と為し伯
父余等を慰めんとおもしろき話を作りたる
四人河の境遇を時々変化あるを愛す斯く
云我輩も境遇輪廻の如き毒を保つと
得ざる諸君を五年前に二十三
四の長者を善良の物語りを云ふ屋等を
を如何のことをよろう、終

東京博覚製

奥薬師田尾崎温泉碑記

温泉湧出の五山に多し佳名、莫盛原温泉
為時貴地険絶形浸、雖有温泉小往
浴者、自新道通、輿疾而到者稀少而
山形に勝れ未聞、其聞名、実奥莫
田尾崎温泉二子の之力也、某田長士
以都門豪賈、捐鉅資之家、顧好風流
敬客、暇則徘徊邱壑、或逸温泉山
水、構茅於絶壁、名曰梅亭、所著紀
勝四巻、舒渫神秘、闡幽発奥、自山
現水脈、風土民俗、至一草一木之微
無累不叙、無物不写、士林傳誦、説異

岳士之名与鹽泊經歷、余之始趨此川津、
紀勝、亭峰乱巘、瀑流湍、魁偉絶特
之觀、果不我欺、遂訪岳士於靜亭報、
設酒相欽、酒酣、岳士為余指莊北一宇
曰、是者清琴樓、往年山人所寓、山人
小沒以今免拔又為最、而書中記鹽泊
處、資此樓多矣、心手靈敏、世推為黄
絹幼婦、婦女子亦因以知鹽泊之為勝、子
未覽之乎、乃取而讀之、巧纖既得如
岳士言、蓋岳士之紀用洋文、山人之記用國
文、一則以氣力勝、一則以才情勝、鹽泊之峰巒岐拔、
不想瀑吼、一則以才情勝、鹽泊之楓

錦烟斑、雲霧五色、二子文章相待而
鹽泊之勝始備矣、今也融屯別館、羣
光林表、酒樓湯尼、向背相地、延昇瀑
矣、青蘿至雜沓、年以千數、文章之間
山水如彩也夫、岳士復後、家道頓衰、
靜亭報亦易其主、余去年復至、時見
宜士已、清琴樓則脩沒方畢、宏壯倍
舊、而山人之墓木已拱矣、余徘徊芒心例
冷、而問、不勝感喜、衰存復之感、宜孔浮
居氏之所與言也、如雪寺住持瑞叢
上人以文墨能書畫、遊二子有德於鹽泊
而人殆設之也、欲建碑以記其事、請余文

嗚呼、鹽谷因二子而顯、二子亦因上人得大無量壽堂非所謂因果應報者乎、余深二子、又與上人有方外交、因撮其後不淺矣、不辭而敍、亦回向之意也、

△

そもそも三十年前境遇に大変化を起し改府を退き帝都居住の仲間となり、廿三四の年長を忘れて事を共にするに至れり、元氣も居等と同しく人を劉務に伝ずるを得、なんぴも時〳〵境遇を轉換せざるの一花の長壽法をうと雖一流の説を出だし伯を又過般内閣の運命危急に迫り殿日江戸紀念談説会し後藤男爵と招えの

一方の演説を聞きまして江戸義士の忠義の氣魄を吐きだすことを語り出でらる、江戸の家康公の感化を受けること勿論大なり深川辰巳の義士の例へば服装のごときそれに就ても分明なり外見御制用を派手を排してジミを主とし奢侈にならざるの文一下義士や福神のごとき感化なるものなるべし義を尊ぶ家康公沙汰なる甲冑を着け甲冑の音聲を聞けつけるとの同じ西郷とコッテリと形の白粉を付けたる二家康公の帝王の術、武士的精神と地蔵菩薩と元公爵輝さえ彼の歌人のごとき

三州子と云義なるべきもし母ハイカラの武田耕雲
斎に擬せんとする所なるべしと雖ども終に臂織袍を
着男を顧みず云々云云武田を暗に後藤
に擬し漸やくハイカラの風の風俗を言ふことを
論ずを近めて示す世を彫くハイカラとなり
て無時の白粉を面部に塗りつけ殆ども素
氣地もなく全く家庚海の蛾化のを合生ずる
ことなき義者の類なるを恨べし
べしこん倫くハイカラ連の悪感化なるべ
き義なる故なれば契を風しなることを
得ざる故なるべしと家庚流とする

東京博覚製

一風流れに大潮流也

○八月十九日　平山弟と行々の相を海の図書館
用ることなる一三の物を繙く　一も碧巖録
の版木なる無跋　宋版式　楷体文字
一見五山版なることを知る版なる面
一面二枚四枚刻しある桟も
栗塩地の数なる洋版なる　桐外此
丘三行と刻しある又性道、信用と刻し
なるもの、刻者なる鈴なる通々なる、刻
費の寺附者の名なるべし、普通の五山版
碧巖録と較べ面目同じうしてやはり
ふ未だ書照の版あるさまなる也

道 高

[illegible]人古行不[illegible]
[illegible]寶只是不[illegible]
其[illegible]不[illegible]
中間[illegible]

[illegible]主自[illegible]泉若[illegible]來主無[illegible]
回[illegible]來內[illegible]無買寶不[illegible]一主[illegible]
[illegible]中[illegible]一寶[illegible]山[illegible]

明[illegible]又云明月公而[illegible]
[illegible]大四[illegible]
[illegible]向[illegible]三門[illegible]
[illegible]去[illegible]
門[illegible]示[illegible]
[illegible]一寶[illegible]山大[illegible]人人[illegible]
[illegible]內[illegible]
中[illegible]
[illegible]云[illegible]
[illegible]山[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]車[illegible]
[illegible]言[illegible]

他の百鷹の図を一丈六八四方位の大紙に
葵章一数々の句欄に幕を垂んとす
を極彩色にて描き句欄の上に鷹の留
まりたるさまをくて宮宮也葵章ちさ
て金泥を前後のこゝろ或中とゝゝぬす
もて又ゝる描うえ幕ち紙子もあゝん
等の所江戸名所とい毛紙にて描うき
ゝうえも織巧を極む目上部に北の
鷹の印名を弾文うえ新し某月某所に
於て移を描獲したることを別記す
高田安政の比松平出羽守家の鷹匠
のゝうえ出りとうこの未に記すを拾

東京帝国大学

遺せるを松平家の鷹
高田鷹匠が献ぜし移を
ゝうる日又鷹の印名を
祝えるの一幅の
絵り図を
ゝう為べきあひあ
の江都鷹匠久能寺に出京
(慶応)石井と云ふ日記又ゝうえ薬地の
集亭に紙を、栗原を
の海面に出京に蔵えんゝうこのゝう田中家
赤の花咲ゝう為を仙を酒次余ゝもいゝ
田中伯のゝを移ゝも出て栗原ゝもいゝ

のうを流す田中伯が元帝に奏し侃謂の医節
を奉書にくるとの（ひき）栗原曰く仰う陛下と
多ひしこと一再ならざりける時陛下きいとく逆
鱗あらせられお前を澄軍の伯を罰するや大
元帥の命し服従せぬとを伯者と称言の
らせられることあり其時も仰せられ屈せ
ず唯今陛下諫言よりも雲田大臣としてし立
るうち死をもつてをぬる勅諚なりも服従せ
ず言ことと上げけり陛下も内実理に服
し給くもあらせられを遂うに大もうも仰せら
うとく文宜とをふのを設合嘱あるとと
仰せられることあり訪る毎ごとに陛下

の逆鱗あらせられ扶の諫をもも仰せヤッキリ
とを怒り行幸を決てることも珍しいうぶ
りが陛下も伯の氣質をよく御存知あり
ことて一月を逆鱗あらせられ制方
稲荷の天宣海開立ま為の復ま
を面芽を見さんを田中もどうしてそるう
見て来いとて勅宣をもしことも扶
さうう栗原又曰く陛下を御退屈のあり
ま玉をもんいうう扶ことと
政ましうう弾ま御諫のあるた
い為御ま為をまうとうこと為くなるいつを
やの沿六年京原百姓（西面）

行幸あるべきよしを仰せられ、北の英雄一
頭主の馬車を献上せらるべきよし仰せ下
る馬車に乗りて行幸あるべしと
仰せられ奏上する後いまだ外人の式に参列する
例なきゆえ陛下ご納めあらせられんとの
ご諮問ありし時、閣議の結果、高橋
是清、原敬、内田康哉、牧野伸顕、
平田東助、男爵、子爵、伯爵の名人をもって
ご駕籠を取るべきことに決し
たれども北海の馬の騎手の名人なるを事実
上ご駕籠を取ることの不可なるを
恐しかるに高橋是清おのずから
進みて自ら駕籠を取り来る

御馬車に乗せ奉りて不敬のことに
なりしと笑ハせられ、板垣退助に於ては
日も残りなく伝ふる高橋是清に於ては
を驚かしむべきや、西園寺公望侯爵は
涙の出る者高橋是清の胸襟に肝胆のごとく
飾りをつけ給ひ、こんなものなり
と言ひたる意、其服を外人の寝衣なること
あるべきを思ひ、絶倒し給ひ又駕
者の役目を勤めることを後ろ迷惑す
ることなるべきの御心配のあらせられ
ナンセンスなる前に高橋是清の
天子と言ふ中の特殊事業

馬を操縦するにて初めて感心する
心配しと云つたとて
ます

甲伯姉妹のもつきし栗原語る好男伯に向
つて世子伯の母もとつきいるの元河内を
ずこの好男伯の母もとつきして体裁のよきことを
好男の[illegible]を[illegible]と云ふと
伯を一向ずるに自分を死と信じず故
に[illegible]世子元河内ずるを意外
[illegible]と云ふる伯を共好男の人所に
き一流を漏らさるつ維新のあり伯人物
驚きしが白又[illegible]

ちとなる[illegible]ウツカリしたるを刺客こう
出つて来ると云ふ故、彼は[illegible]方使
として世中を手[illegible]ことを
必要なる[illegible]の全を[illegible]
関係を結びたるは大切なる世中の注
意[illegible]危[illegible]現在此
手[illegible]と好男の淵
源[illegible]
一笑す

例の孝子と云ふ世を納めを[illegible]
くこういろ忠[illegible]を[illegible]伯を一向少
[illegible]先[illegible]

当方にて御辛抱をなされ下さつてよろしく御頼み向
つておこなふ前の家をしれぬまで世上にいろいろの噂
御噂をして下さるの何等妄りにせぬものと御
いやがられるもの離し御心を直に面目を暗にし
の御様子ともみえましたけれど荒し迄すてて妄り
時さばナゼ妻のもぬところを御申せ下さるべき
ことをいはれける 春子の田中御家に入りて
留守なるに自分（栗原）を用ありて御を訪ひ
応接中に新婦人の帰りするを御迎へ顧みる
て自分の紹介する趣きをすて人等のい
ろいろいはれ世をさはがすと云はんとするを
実を閉口しれと栗原話る

○八月二十日箱根に行く汽車中柴四郎・金子男
爵と日露の戦争を話しける 柴四郎にて会す
ところ郷の将来を論じ欧洲の戦争に
つき柴が語りし露西亜も恐るるに足らず山根
将軍の話なりとて語る所は多く露国
はワルツーをなして又コサックを用ひ最早敗
勢歴然たり唐 支持党来なしとなす日本露
国を援くべきや否やを執るべきの説を交
換しても我が露国を援けて欧団結し
ての口実をとらざる五十万の兵を流さざれば露国
の敗勢を挽回することを得ん 唯此欧羅
巴へ派兵は実に行はれずと柴語りけり

輸送方を高めて微々たるこの地柴の浦秀吉より
備うる五河国の兵士軍器兵粮を輸送す
るこの間の山地険しく五河国を流しこれとする
も後援軍を続ぎ難きこと実に一つ敵也と云う
きこの所を例ず佛蘭西ちらを接くるを
あるこの事実に一つ敵也と云う柴又山根の
りなきこの流れこれを塞ぐ北陸の猶の密
塞砲数を高めのこの方是のまひと
強の任務の上をもつる安部を破壊
しこの合用を迎えるあらの破壊を行ふ
強くこれを以上強の人を無して破壊を
なるのりしこの通例なるし高通獨

のこの方の地をもつて安部を根拠とし破壊
しこの数を一切も存ぜるまひる粉碎
しこれを以て猶もこれを陸の基礎を
ものこれを塞ぐ柴又曰く後来日本に
一種の鉄砲の鑄物を高めて小器で
何の人の鑄造さんつ鑄ちんを鑄
物と鑄物の字の字のよりて極めて小器に得
くこのこれを手銀（ミツカチ）と云
ものこれ何の用する云うこの人と内
地のこの国の所のこの無き位のこの
実を之れを銃砲身を鑄造し混ぜ用
のべ砲銃身の越を減殺する力を有

[illegible]獨乙の[illegible]の原料と我
邦にも元亨七年[illegible]を以て銃砲の製造と
用ひたりしこと[illegible]の歌[illegible]に獨乙
の銃砲を指[illegible]之れを分析したる結果
初めて[illegible]北の混合物のごとく銃砲身
の耐久力を著[illegible]の信し此点丈け獨
しき優勢なりと云ふ獨乙の兵器研究に
意を用ひたること一端これ[illegible]
歟何を[illegible]獨乙を[illegible]
して[illegible]準備をその
[illegible]手段を講じ
[illegible]獨乙に[illegible]

今日の[illegible]準備[illegible]
[illegible]利[illegible]獨
命を制[illegible]終に露の死
[illegible]実を思義と謂ふ一の[illegible]英雄の
[illegible]海[illegible]
[illegible]ことを言ふ
[illegible]と強き[illegible]
[illegible]角実義を[illegible]
[illegible]と一概に許すべき[illegible]
[illegible]や皆日本[illegible]
[illegible]世界の[illegible]家を[illegible]
一朝[illegible]兵を交[illegible]
の敗を[illegible]家を例する

ことを語りしとそう因じ
○八月廿一日後藤伯湯本に散策す伯
伯大隈家に入り家族一同寄のたまらんとす
家族一同寄のたまらんとす
午後ふと訪ねすたまらんとす
こと伯と皇太子殿下を御伴せんとす
のふと伯と屠しと立ち別りけるに
バ伯と洋服を脱しそうこと
縁先きの椅子に腰かけ
る四くつの板の高葉
と問ふる金ちと実業の
後任に就て談ずる所あり
伯と脱を拾ひて日暮れ
俺の身体を検査
とうとうかトンナ
伯ひあり
あるとも思
う又のしも
他原状態を
為に
為に出来
外務
二十日
話と
伯又曰く外務大臣を
忙こうこそ
困ると
いつ伯朝
十月
欧洲の
英国の

東京帝国大学

強大なるうけ側にてあることを語る或
局の義子有て新に新しく伯を一寸見せんと
つりあと語る、語終て伯又
吟をこんもり町へ出うけて貴賓席を
過ぎうる一結さまいと云りる、金も尾しる
二三町外へのみの間をきかるる貴賓席を
寄る、伯を木戸の手長猿の長くつる
うちて招る如くなる目を当てけんを
買うと家従に命ずる好人の玩具る
とて最も摺される也 数菓子りて又伯の
生徒に後ずる行るる事前田山崎秘書
なるも今日伯を皇太子殿下御紀元の

招聘に就て語る今ちとうて皇太子殿下
の御事件なるべく社交的に改めて
うんと立派の御見物あれ
宮とまるまるとふ東
今日々の御課程を二時間ひとつも歴史地
理の講を聴うしてもらん、
言葉なんもまるる
上げるる地位やウト十四歳ひとつもの浴
溝のことき このう出
くへ潮流の御就寝
させるやるるると語る、伯の国歌
御と云てる大なるの別称

形勝の地なれば撰定らるべき
山を尽人の望まるべきなり
なれば入るべきに異説未一の
説なる前年此地の
陵株式のなる成如
うしなわるることを
なる所の所を
なるべしさて伯
なるべしまた四年前
なるべしまた此説
を指さしなる称号火を焚いて
の支墓を置し
なるべし伯の物
東樓原製

清拙が物なる国府
物語るとある四物語
の説なること

○光氏国書寮と国書陵別の
方新生なる初めて世なる
明なる無味を載せ
土生氏の生なるの体裁
奈の接印すべ金
只説を脱ること
為を元つけうさも
以御ひるのうち
の勅を生まを

果して
茅原山今
説人ひ
ものうを
断言の

出来ることもまたこれ無い、所謂北方面の学問家、安井息軒、川瀬一馬博士刊典籍叢書として北条本をよく調査して文政八年紀州の儒家岩田寛が校刊した南條本燼餘殘生十八本と比較してみると同一のものであることを明らかにし且つ北南條本を親本とする古来異論うまつて決して貞観年代の作ではないと言いたてることを基礎方定の共著「寧魂」と偽本なることを弁じてゐる共の文を載せてある文献を終る国書寮本も理々堂の時代の末約のものらし

東京博物館

いと言あつて居るを寧魂の説を有力なる研究の資と供せんとするなり

金蘭方は貞観十年に従四位下東宮坊主膳正兼摂津大目菅原朝臣岑麻呂従五位下醫博士兼侍醫相模朝臣廣家従五位下典薬頭大神朝臣庸主等の勅を蒙りて撰とあるも五十巻なりと云

寧明記るる所今亡失し

は天長十年までの高名な内薬侍を書らんしかと共に従五位下播磨守吉備朝臣真備が美濃国に移らんしなる天長

十年より三十年を経て貞観五年に成て、自
謝表、出為摂津、退居豊島郡山
荘、薬養性、不交流俗、とあるてかの時
より官を辞せしことは歎きうへし、
貞観十年より前の仁寿元年に従五位
上を加へられ、同十二年に散位従五位
上を加へられ、はるかに朝臣参議の
然れどもこれ人とはいはざるべし是
其位ばかりの一也 庸らを貞観元年、正五位
下に叙せられ、行典薬頭に任ぜられ、
同二年二月三日に辛酉、其撰に先だつ
こと八年にあるものなり、是其の二也 庸を

八貞観二年に従五位下行内薬正大神朝
臣庸を辛酉とあるは彼者八年後のこと
二人ともかくの如くなれば是其三也 略
然れども人と
等くの名を記すべきに是其三也 略
供奉を殿歌頭に行侍醫として貞観二
年十一月既に従五位上と叙せられたるを十
年ならで下とせる、少の記ることあるかはか
りの名実の違へるべきにかは是其四也 序
に自誠とおとらの文あれども其四、位田
功田等の差別あるて誠封といへる
例なきことなれども更に古をならへる人の記也
ることはけし、まして立勅命の官のも

何るものは是其の也、総て物の寸法
ことさらはかり其の體も異なるなる故
古らも五十年と云伝へるなれ、強て其
こ今人とてもいと程くて二枚三枚
迄一年とし、延喜式貢菓の名を箇
けれつ採菓式なりを一年とし、遠藤
著使薬、法司年料雑薬を云を
載やしは今式を初て造りけん
なも有察の法なるを、有司、この各
なるこなざる料まこと式といへは造
えけめ、醫を為をるものなれ、さる
義を拘るべきことあはまこと方も多く

東京博物館製

八月廿二日、於西園寺殿食記
又云、是其六也
（大永四年）
○茶碗のいろ〳〵の事あるを按ずるに何
を後にせん歟、然り歟、其うの其也
こ関係なる事なり一番の味なる故なる
ア其他記事なるなる行しと小田原と茶碗
なる茶碗子の由なる茶碗の関係のなる載
つて長なる題其時の光景躍如なる故なる
○
茶碗の関所こなる踊なる女人の時の方う歳
であるとその沖なる江戸なる注なる

の人略くう宿ふ[illegible]四く伸うハとあこうと[illegible]
金ゝうう東方うう西方ゝ[illegible]ゝもるめの手形のた
渡べう歳[illegible]を極めた、正徳元年二月を行
ゝも多しゝる関不控寺数廿五ヶ条の内
女人ゝ関する條ゝ云ゝ
一関ゝもおゝ出る女をつゝさゝ法ゝゝ引ゝ
ゝて面ゝすべきゝゝ
附女乗物ゝも出る女ハ番所の女を指
出し相改らべきゝゝ
延享五年二月武州豊島郡稲田村ゝ此切地
伝ゝゝが女房ひさを男吹次郎をつれて箱
根関所を通ゝ日記ゝ手形改めの状[illegible]の

東京博覧会

番しく載ゝて[illegible]、えが新[illegible]五ヶ下行く
と茶屋の向ゝ[illegible]ゝ茶
屋ゝ[illegible]ゝ手形を内見ゝ[illegible]ゝ
ゝ髪改めの始く祝儀ゝ[illegible]
関ゝハ就ゝ[illegible]ゝ一分ゝ[illegible]ゝ
金二朱鼻紙ゝ包ゝ外ゝ[illegible]ゝ
の世話料ゝて出ゝ[illegible]ゝ関所の門
ゝ茶屋の亭主ゝ番所ゝ[illegible]ゝ行く関
所内ゝ正面ゝ上番衆袴ゝ着ゝ五
人居り、手形受ゝ一人縁の左右ゝ一人ゝ居
ゝ、[illegible]ゝ手形を[illegible]出ゝ、役人ゝ之を
吟味ゝ[illegible]

右御手形為面々紙く御見留相成、伊賀守
様紀伊守様、御印めしこゝにかゝ御奉行
殿中御由一文言の内めゝケヅしかゝ御奉行
まゝものゝ〻しかゝ御奉行中畏候と
云、上番衆、被召出、上番衆四人連立
ゝ成、ゆゝ元方めゝ申付け御役御奉行
やゝ久く御役相済、元之御手形役済す、
只今ゝ面ゝ三ゝ五ゝ受えまゝ江、御扣
被仰付と申、奥茶屋手引の通元ゝ戻り
御門立出居扣、
ゆゝゝお立、御関所右右之中つゝ下ゝ上尺指
を二人ゝ出、往来を留

御門外ゝゝ見受ゝ上ゝ方御つゝおゝり焼
入来、年比四拾貫位、木綿壁織之布子
、帯少黒木綿、蔦之紋附の布子かいどり
ゝ着し、前髪の上に乱すゝ四寸位の綿を
載、御書所之縁ゝ
御呼之拙者女を見連御番所改出、女者縁
ゝ腰掛ゝ、拙者縁ゝ出ゝ居敷ゝ腰か
かめ扣、娘女の髪をはのとき、毛元を改、娘
番人衆ゝ向おゝきを改宜ゝと云
番人衆拙者ゝ向是ゝと被呼ゝ名縁際ゝ出
ゝ拙者身分ゝ聞れを被召、大御番衆大目
紀伊守様方岩重と云

又御召る姫の君め、何かと世話致しくれ、御大切
に御手厚く男等にも召置き者恐み入まゐる
私共の身寄に白役を、守護致しまゐらせ候
手厚致より上書案御評判御手厚之上御出
痛ら成し通るよと請しやう候、右畏え召
祭し
従者和気者共の中男一人御通りと揮すと
申通ると請しやう候
外に通る三人一同御関所を通り、往ゐる并
次の手厚之義ある入不申候
指しめ人と申し両側ある者請ぐをゆるしてなる
さまるべし

○八月廿三日　連日の晴続の天候なるに今日も
朝より曇りて雨となりなんと気遣ひしも
俄かなる秀女が是非薑の湖に行かんと云
ふに任せ其のまゝ櫓のかゝる舟に乗りて一里ほど
ある浦より漕ぎ出の舟を出す船に乗り
て湯本迄下るを便として訪ね行
る風流のある地辺を沿めて曲がる所の海
の面に出でたんとも道越しそびゆる峰
の突兀の姿を経て羊腸たる細径をたどり
行く渺々として際限なき一条の路あり
とんと雲霧の立つ方をのぞく如くなる姿
くまなる道のつゝ方を行く継々なる今歩

きつゝある道の下を蜿々として数丁を経て
て左方を眺望すれば眼下に流れて川あり谷
底十数家の部落をなすを見る此
河田を須雲川とも部落を同じく名の石
驛なり舊道と称するものゝ如
りと国絵夫に沿て行けば樹木鬱然
る高く列る細径連なりて行けば一小寺院
刹其傍らに一元瀑布を懸る元を俗に藤四郎
(初花流)と因みあるを初花流と称す
狭小なれども高さ十丈余り
の折も住する此辺秋雨あるごとに
こゝを左もあるべし、湯ヶ島に
湯ヶ島に憩術道を北

東京帝國大學

手始て東海道の名称を解
夫北流を元とし北流して十丁余り
行きて元と完しき高き新屋軒をつら
ねる一部落少づゝ所謂小仏なる北候
本勅交代の仰ありて人馬輻輳安来
業相叶て次くの高きとなりて火災の
多き寺社の多き数十数を数へ
互りなれど僅に一軒
ものゝ部落なる一軒
なる先に東京の砂糖
なる札を安置す、こ
術道有名の高なる
街道有名の高なる
なる北石驛の
なる

高術道に出るの道を石をいろいろ敷きつめ
ける文久年間公武合體の政策なる由家皇
妹和宮の御降嫁を[illegible]大供配をかく
なる[illegible]北の表石を三[illegible]る
[illegible]の大[illegible]
[illegible]、今を交通稀疎なる為め石畳の間隙
に草生ひ延び類廢の感なきにあらず
豪雨を経るも毫も崩れざるいつしか道形
を存し[illegible]表石のお蔭と謂ひつべし
往年北条氏[illegible]道の為倩は
杉の大樹なるも樹[illegible]天日を遮るも輙に行人
をして寂寞の感を[illegible]へ[illegible]めしむるの

東京博覧会

も樹木多く伐られて路傍に廣枝なる樹
根を存するのみ、畢竟夫の誘ふを[illegible]
杉並木の存するも湯本三枝橋附近と元
箱根町の或る部分とのみ三枝橋も
如右の並木も四十年以前四番五十四花
の名に換へられ[illegible]三枝橋附近[illegible]
僅に存する[illegible]岩崎家情[illegible]
[illegible]風致の[illegible]畑
[illegible]道金[illegible]
[illegible]坂とさいうの坂入西
坂(雲助と北坂をヨコナメ坂と云ふ)樫の木
坂元の名あり畢竟[illegible]大名行列
通ふ時、雲及[illegible]を解き北条氏

横を生ずることあるも道の険なるを以て御
令め無りしとぞ又ときなれば乗り
滑りて舟丁困しむこと云へ〜去持の底の
四隅に馬鞍を装置し地上を引きけるとぞ
伝へる為なるべし雪の為此等の話伝を
なき無きの雪夜歌を所望舟丁中
年忘れなるの徳しても地の舟丁とれこおう
き酒あるを歌に具う走る共歌云く
こゝを名代の樫の木坂よ
なる見へるる畑の茶屋
山の前おもて花なる〜蕾
主婦〜びさらけ〜と

東京帝国大学

歌を作る時の歌をなるべく簡単に云つて
云う舟丁、なれは雪夜歌を去持を乗り
時の歌云うこゝをある家なれ歌云あるとと北歌
なれば是いせうし掛のさるるとうと肩をこう
の時に会国を鍛き云使云ると左もあるぐし樫
木茶屋に越めて又めるす地を〜浪谷の夜の
茶屋云ふ高云ふ十二丁云ふ廿酒茶屋
云う又越て芳しを面例〜数あの茶屋
りしの山年占乗一有も面めるうし
国云の歌〜一字出来なかるこゝも
六越樫丁を行き云茶根のこを〜る朝茶
の景天、云茶根のこを〜る金やポリく

小雨降る頃の上に義の
吐して全体の景流石におもしろく馳跳とた
いしき間の舟丁の足を金と注もて彩松中
社のまつのあるしるも早く着きめ
傾斜する石を畳る
山茶湖の一方に着き湖
面し右目方に樹木繁る彩松樹現の森を
左方湖上に突出して
底根を出ちる新宮所花の
ちる湖上霧立て
日清の
接岸と小船を雇して北湖を横断し焼子に到

東京原書

り市嶽に登ることを
して猛烈なる驟雨到り全湖雲霧に隠れて
唯北四基を傳ふる雨
るを見るのみ海軍一午
きを待て雨の収まるを待つ一時に解
夫を従し右の雨来を雲の人倉皇出発
す御殿場に新道上
高岳を路山を下り一方なる宮の下より
上の新居を未に経て
北条と記さる雨も漸く収まり雲霧も
開き行手に箱岳を望む又二子山を望
む二子山を往路なる

峯連なる山なりしかこれを共の皆悉くなる
ことなれば四面峯連なる寒の河原と唱へあ
りしもこれを路色と石地蔵駅なりしか
なるを元禄の頃無く咱記共海心と倚りて自
然石と小地蔵を刻する六道地蔵有
りしを又地獄と附会し西の
池と云ふ絶壁大山なる佛教の感化の地名
多し寒の河原西の池大地獄小地獄皆是
なるも既味を知るべし然る名を寄と云へ
き歟和漢十年元亨一の年即
大地獄小地獄を改称して大涌谷小涌谷
と改称しなるも不可とせざるも史的

東京帝国大学

既味なるこれハ熊野を存する
果ハ興味なるやうも思ハるる北附近の道傍
の左方に多田満仲の墓碑又自然石と
刻みなる二十五菩薩なる古墳墓碑漸
やく進むて第我が未并南御前の墓
の左所と別る墓をいつ此中なるなる
なる主流なるの遠主なる
なることなるなる 郭夫曰く北の墓の所左地
なる岩根山中最も高きなる所なると岩根曙と
北なれハ北地武田許なる文しと云なる
更なる数丁を行く工市律方橋牡鹿の中
鍵次の一部義を得なる硫黄鼻を摸つ間

ハずして薬の湯[illegible]温泉ありることを知る往
年七湯巡行の時ここに地獄未だ振はず旅舎
も甚だ鄙陋の態なりしに近年の繁盛
くべし何のなりも主客ともに[illegible]きて湖辺の一
茶屋に休憩す于時二時なり此方ともし小湯
谷まで路傍櫻樹を植ゑ花時一日萬本
の観あらん流れに沿して北に
形も極めて一の也近年小湯谷に遊客多く輪
輿する例あり[illegible]前日[illegible]の帰
[illegible]三河屋旅館を指して直進す三井
別荘の洋館を仰ぎ傍路に入り数丁を行く
一瀑を得たり高[illegible]さ[illegible]と幅[illegible]

岩蕨蕨

岩蕨[illegible]水晶簾を掛く[illegible]懸崖
岩蕨[illegible]風致あり[illegible]故に懸崖
全面皆岩蕨[illegible]水晶簾の地質後に緑紗
あることを思はしむる[illegible]最も妙を尽す又其
根の一名あり[illegible]を失はず之れを千條の流と云
ふ[illegible]蛇骨川を流れ[illegible]川に注ぐ[illegible]
谷の風致殊に佳[illegible]
路上[illegible]川を見おろす[illegible]峰に樹林[illegible]
樹林を見る能はず[illegible]漫蝕作用の[illegible]極
[illegible]超越すべき絶壁の渠さ二百尺乃至三百
尺もなるべき斷崖浸蝕の[illegible]極 波甚だ

想いてんとくしてこれを山つくり近くもて梁夫を多
く捉路を貪はり繁る樹木を亂立の河を縫
あて上下す亦一種味しみあるきの故あり地主と一
神を祭る為に其を止めてえる新田義陸の為め
近年遠る所義陸此地に隠れて殺さるとなり
男やうえ八千代橋日を流る橋上ゆき（兎に角）
手もて枕材を多数相錯綜繁を寒き
白布日を引きとることきに汚泉に奔
流す其と畫も及のさるに風の来るる（谷底）大
平景の茶屋に憩あて午後四時境を津
に向へる

北の面天のとろん鶴山多くの雲霧しうんて山

東京帝國大學圖書

墨を流今戸に入る流のさらしと大湯及殖羅（湯）ハ
る流ハさらしと黄色（硫黄）（醫術）（当）七四ひのお
を流味すて矢沢に行近小湯及其他所
道ともに行る墨を高おうく西嶽の
麓の茶屋文早湯を塩しあるこ
とを今得ず再滑こりて小湯及の金陣
を入れんと

（大正四年八月廿四日録）

○八月廿四日 朝くもし平山中と利り高陽を
の今のまに二階を一を採る兎の図一を池
田氏都市遠来の図を仕をくる
北の偽く下茶屋旅手の山多く入う来る前日
ま山を夜して西を流新しく立きとる

[illegible]刺を通し[illegible]話す
此人米沢出身[illegible]成辰の後[illegible]の
計[illegible]年[illegible]人[illegible]七十[illegible]の[illegible]
齢[illegible]の[illegible]豊[illegible]藥[illegible]流次自家の任
歴を修[illegible]（画[illegible]）自[illegible]今[illegible]の[illegible]も書[illegible]
又十一家の流本を習[illegible]行[illegible]みをし米
沢の[illegible]る画家の[illegible]く二十の[illegible]もつ[illegible]
毎日通[illegible]生[illegible]北の画家の父[illegible]自分の
父と碁[illegible]の相手[illegible]
[illegible]一[illegible]きること[illegible]父を怨
[illegible]自分を集寺と托[illegible]ること[illegible]自
[illegible]宗欲[illegible]の[illegible]流[illegible]身分

父の言を懲らさんばかりこと勿論[illegible]
[illegible]自分[illegible]坊[illegible]ことをひとく[illegible]
[illegible]古[illegible]画の大家[illegible]雪舟の[illegible]
[illegible]又[illegible]牧[illegible]よ[illegible]
以て寺と托[illegible]を[illegible]
[illegible]日賀田雪門[illegible]
画の[illegible]天下[illegible]
大いに聞[illegible]寺[illegible]
出[illegible]新[illegible]
きこ[illegible]画を[illegible]
父を及[illegible]画上達して来一（米東一番の
[illegible]）[illegible]画を出[illegible]

いろ〳〵問答の末に終に毋の説に落ち
籍を付けることゝなり
雲州を自分を出すなどゝ言ひ
なる親を推し出し、志ゝ〳〵者に従つて
ふんとゝ言ふ志ゝ〳〵ひあつて言ふ絡に
あのようなことゝ言ふ十年以後
以と言ふ、ここ、性格の高き十
四歳位のと較べて格段あるべし、
元禄とゝ言ふ者とゝ言ふ
あるべきあるべきが実に十四五年ほど二
十五六年ほどウンと書くならば
古けなるべきあつ一書ち切る自分者金あつ

東京博物館

て四の頃と義と元んとゝ言ふ、と存ずる
意と言ふ五十以後の者と成つたことあり
ぬあると言ふ、こゝ、言脱こゝ性格
集二冊を野ゝ
○八月廿六日 駿府を立つて別り午後新宿
ゝ伝馬すると言ふ拝借六名有ども郵書
まゝ一件を来やる、四〳〵之れを後に流
行を下さるゝ
債政改革炮術を学
と云へり

厄鬼行　照魔道人

曾自思切助泥坊政友面ニ負大傷選擧失敗古傷
崇當分全無多數望大浦事件天之賜總勢突貫死
物狂内閣辭職柏手喜後釜役割聚首量宛事與禪
從向外吾不関椿山莊膳潰居据確定日顏色忽赤
忽又蒼冀燒揚句爲躍起鄙陋振舞頭御郷卜掻喰
附狙吭笛猛烈實如山神荒畢竟根性女性的執念
極深嫉妬強機関細工空元氣辯士茶番大劇場外
交同盟踐二足國黨提携多故障醜海唸非義大夫
岡邦徒搾智慧囊夕日影薄西園寺首領演説原法

ニ

○西洋ことを手淫（自瀆）とオナニーとゝよ高伯全書ニエダ及スアーの子、イスラエルのオナニとゝ
あり其父（オサエ）ことを（ヒルヘル）つとめへルの寡婦と婚
ゆとめるオナニとゝ之を肯せ
ざるしるを地面を陰茎を摩擦し射精
をもつて即ち之れを婦との交接と為ん
池を拳げ得さるしるを人とす死るこゝを神の
意と為さずあるを神を殺と死こゝをしるを
りと又クンニリングスとゝあるを女性同士互ひに陰
核を舐りて舌を以つて刺戟すること又ウーム
ニングの手淫とゝあるを同性愛と行はるゝ性慾
衝動をゝ以ザテイスムスを淫樂的完敎を

意味する其の海しきものと異性の空をつさんに
ひきたる係し其の度の海しうさるこのう文婚
行ぬの最高るる快感的興奮の中にて男
子又の女子が真の意味（即ち淫的興奮）に依
りて手を握み或る引摺くこと強くしうるが
此のガディスムス也小説がレード侯爵を主人公とする
小説も出でたるれるフェティシスムスも婦人の髪
を切り婦人の神を切り婦人の指を盗むの如きと
なるこんるも其他のお手を志ゆるうる其他
に新し意意を抱し或る胸に或る隠印に押し
為け之れを信じたるの如き動機快感及財物を
惹起しゆるるう

東京博愛製

○支那俗士（支那）事物、史記、朝鮮、紀行、
の海流行々生じ行るるるるる所なるる
るるるるるるるるる其の高るる物るる
る朝鮮本を録る其数四百冊に上る、
本支那の一部朝鮮本巻集と題中す
前段集めるるる二千冊も上るる此分高
らしるるるる内、珍らしるるる四五
冊左の如しるるる

一支那漫輯　　六冊　　七冊

支那を巡るる五四史の表るん
朝鮮の創業も帝を記しる

数十年前にのみと称し伝へ写
うつして珍らしきものなり

一西厓集　　荒木茂

文禄の後朝鮮の言葉おぼえし柳
西厓の文集なり五巻にして巻頭
りし頃うつし地人例の懲毖録の書
者うつし懲毖録と称するもの也
集中まづうつ方略字おとして進め
る奏議の文章をうつし取れる懲
毖録と併せ後ちもこの書也

一華陰宮情　四冊

北方一名再造藩邦志とも文録の
後を画義三国志体に書きうつ
うつ也一部十章宮後うつ

一錦溪集　二冊

北方魯認なる人の集うつし文禄の
役捕虜となり日本に渡り物
語書うつして支那に渡り後に四
人物をしるしうつる集屋と支那
人にかきうつ海近家うつし得うつ
文を称す、北方の西に丁酉役

「倭」「倭寇探情」なるの題項なる
倭寇探情の文中豊臣秀吉公
の事情を云々、其の云ふ所情
事[illegible]事実を会し長久
八北の蒼倭雪の作と云ふ事
実らしい但し後世原著と関白
を施しなるやうなるか

一東撰日録

蒼き言葉なる蒼の雪名を潮
けるも豊太閤の侯と為しなる
時使と随伴し者冊を献しなる

東撰原稿

ありの日記なることなるうるに北者
も未だ朝鮮行者の月程中な
らきるなる也

一朝野紀言　十四冊

朝鮮の使者なる事文軽聚
なるべきなるべくなるべく書な
るなるけれども初めて也

一嘉遂念　五冊

蒼[illegible]なる百年なる前の人なる洪吉
周と云ひ豊山と称す北者な

実に言ふべきこと此人自筆の
潤八とをくて自分の現意をまこと
を得まゝ書きあらはすべきを
をくて例くハ家をめるべき
をめるを作る時嘆云ふを略
をうこのごとき書をあるを略すべ
き終身高家のすらと著述の
事をもとゝまれ十二三項と命じて
所思を細述し、さて胸中
つゝ存する家風を就中
やはり他の自所の嘆
をこつきをんしく記申文

東京帝国大学

なりて充ちゝ現実を記すこと
能物こと文を出る、支部する間情
偶寄のことを書き現意を書き綴り
なりの傳をまたあるをんと約の
こゝ用利をものを述べ
をきべし未書を新現に渡り
幾何をなりを陳ふ書文章
なり所謂文章滋味の抱場を
こ例とをあべきこう

○飯井正文をあの大隅家の所をて日光山の傳
事弱立生ゝ一生をとをんをを書くまう変
れんをををやをひをを御を書をこんを

家康一代の手柄得能を任せ家の描きたる
ものなれば此上なきまで流石の也高名四面に紀
寺中を徳川家三家二家の家廟の建て
紀州の家はいつれも紀州徳川の南葵
文庫海内第一なるべし これと同様のもの
なる上野を目を 酒井抱一筆 光琳
日光祭礼 同 其他重要物 数多
く載せあれども今は南葵文庫のみを
今の国粋の保存を図るべし 徳川家康
の代 皇傳まもりの寺なるものとて実に
葵印拝まるこの也 酒井の高らかなる傳
前候うるの物と 得るものと云

東京博覧会

徳川池田家の芸程等と義めなるしるの
流の初年寺院海外出しなるまで貴印と国宝
為侍の通の 題賛と金の延べ金の
箱入しなるを外しこれを潰して
小しなるを二千兩と納めるまで高知
七千と増すも隠遁 つるなることあるを
者をなる仕をめ慶喜と立伝いなるまで外
人五兩と国宝と言へ 月雪外
出すを惜しむべきなるつきなる
人三度りなるべし 好なるを 金粉
丈なるを五千兩の侍家なるべしと思なるを
のなるの也

（八月三十日記）

東京博文堂製

以下
3丁
白紙

○北條早雲（長氏）以後世の小田原に於ける任官を
[illegible]と考へ出来るものとして或る説
[illegible]
其の文明の後に江戸城を築きし
基を為し位のものでなければ
記[illegible]
の一項[illegible]

長北条氏三百年の治世を大閑の武備を敬る教化
したるものの文明を意人に与へ尚
京城改造中 柳原原改うかの事情を進つ以者
此の事業つたる ものの意味を約もて置人べ
屋敷の拵あるとと聚乎大改るもおさく方
ものを以て天立楊獨の白壁を天を輝う陳
屋を忠鮮和豊の海船めるる絵敷
者ものを陽為七もるる出来ない
やうにある大小の屋宇棟を列べ拵を復
前名を信長し所と某の遊意に倣の吉
成敗高屋日を設るるとまるとを五代騎
奏の拵あるとんるる市中るる人う来集

して国之の名称ほ名陽の逸前京土高
跡の跡あ京改の信命ず何あても茅中
るるるる人四人民あ うあのをりけ、不るる市
の開ま兵粮ゆ七立立しるるる
小田原紀る後北條氏の代の小田原 毎月の状況を敷
しるるる

去れるお城下田原守護の改造移るる民を
拵しる民山間僻地の人民懐恵移家した
津々浦々の町人醸人西国地方よりも群集る
芸の物産もいかで見れ 是れ あるんやと 元中年
又天元るけり 東口一名もるも拵 るもるも
其百一里の 沿る 柵をけり 長崎 数を 来し

ける山海の珍物野菜古書画細工ものもすべて
盡とゝのゝまで異国渡来の未だ目に不見、
ものとてなく其物を求めとゝのゝこと
稀なるゝ文物豊富の利潤ハ四海共奈の
上なるべきゝ民の富饒推て知るべし
の業家男ちうゝ
後藤氏四代の経営を待みて四原文のう略
述べ一ゝたるものの状況を略を推すべ
へきゝ歟

山田原評議の出所

氏政父子後北條氏末路のゝ事管窺武鑑

東京博物館

二云丸打寄ゝて評議ゝ定ゝ命令ゝ錯れ別
ゝ別て何分論議ゝ一かゝ思ゝ寄ゝ年成ゝ
批判ゝ可ゝ也ゝ候ゝ山北條家の智也是
加の上ゝ大評定を開ゝ小田原会議と
共ゝ寡中習しゝ
雪の歌（茶根）

めでゝたゝの花ゝ和ゝ年ごゝろ
如行ゝ雲ゝ
山の高持ゝは花ゝ蕾
立城ゝでさゝけゝと
いゝ

閲覧室

東京大學圖書